

平成21年8月5日
健水発0805第1号

各都道府県 水道行政担当部（局）長 殿

厚生労働省健康局水道課長

放射性物質漏洩事故時の水道における対応体制の整備について

水道行政の推進につきましては、平素より御尽力いただき感謝申し上げます。

放射性物質を取り扱う施設が立地する地域においては、その漏洩に伴う汚染被害が生じた場合の水道の供給体制の確保について、「放射性物質漏洩事故時の水道供給体制について」（平成11年12月17日付け衛水第64号水道整備課長通知。以下「平成11年通知」という。）に基づき防災体制の整備をお願いしているところです。

一方、その後の動きとして、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づき、放射性物質漏洩事故発生時には、厚生労働省を含む関係省庁、関係地方公共団体及び原子力事業者等により応急対策が実施されることとなり、各関係者による対応体制が整備されています。飲料水を含む飲食物の摂取制限に関しては、国の防災基本計画に基づき、関係地方公共団体の原子力防災担当部局が中心となって緊急時環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）が実施され、その結果の評価に基づき、原子力災害対策本部が摂取制限を指示し、関係地方公共団体により摂取制限が実施されることとされており、具体的な内容については、地域防災計画等において定められています。

このような状況を踏まえ、平成11年通知に掲げる安全対策を確実に実施するため、原子力施設等立地・隣接都道府県の水道行政担当部局においては、下記事項に留意の上、原子力防災担当部局と調整してその防災体制の整備を図るよう対応されるようお願いいたします。

また、貴管下水道事業者等に対する指導について、よろしく申し上げます。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に規定する技術的助言であることを申し添えます。

記

1. 放射性物質漏洩事故発生時に被害を受けるおそれのある水道施設等の把握

原子力防災担当部局と調整の上、放射性物質漏洩事故が発生した場合に汚染被害を受けるおそれのある水源や水道施設について特定し、平常時よりその施設等に関する情報収集及び整理を行うとともに、それらの情報について原子力防災担当部局と共有を図ること。なお、汚染被害を受けるおそれのある水道施設等の特定に当たっては、原子力発電所等の施設毎に設定されているEPZ※がめやすになるものと考えられる。

※EPZ (Emergency Planning Zone) : 防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲。あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性のある範囲を定めるもので、「原子力施設等の防災対策について」(原子力安全委員会)によれば、例えば原子力発電所等については半径約8~10kmの範囲がめやすとされている。

2. 情報伝達体制の整備

業務時間外を含め、放射性物質漏洩事故が発生した場合には、水道行政担当部局へ確実にその情報が伝達されるよう、原子力防災担当部局と事前に調整し情報伝達体制を整備するとともに、関係水道事業者等に対しても速やかに情報伝達ができるよう体制を整えること。なお、原子力防災担当部局から水道事業者等へ直接に情報伝達されるルート等が複線的に存在することを妨げるものではない。また、放射性物質漏洩事故発生時には、厚生労働省健康局水道課に対しても速やかに情報を伝達されたいこと。

3. 緊急時モニタリングへの対応

放射性物質漏洩事故発生時には、原子力防災担当部局が中心となって緊急時モニタリングが行われるため、水源や水道水に関するモニタリングについて、採水主体、採水のタイミング、採水地点・箇所、採水方法(採水量、採水容器など)及び試料の分析機関への運搬方法等をあらかじめ原子力防災担当部局と調整して定めておくこと。その際、採水地点等の設定に当たっては、浄水場をはじめとする水道施設の汚染を防止するため、より上流側で汚染を検知できるものとするよう留意すること。

なお、平成11年通知に基づき、水道事業者等において放射能汚染の水質検査を実施している場合には、参考値として平常時のモニタリング結果を原子力防災担当部局へ提供することが望ましいこと。

4. 飲料水の摂取制限指示への対応

緊急時モニタリング結果の評価に基づく飲食物の摂取制限の実施については、原子力災害対策本部が判断することとされており、その実施が指示された場合には、関係地方公共団体は特定の飲食物の集出荷及び飲食の制限を実施し、市町村を通じて住民に広報等を行うこととされている。そのため、水道行政担当部局等においてもあらかじめ必要な体制を整備し、原子力災害対策本部からの飲料水の摂取制限の指示があった場合には、水道行政担当部局においては、水道事業者等に対し速やかな情報伝達を行うこと。また、水道事業者においては、その指示に従い、取水・給水の停止及び広報等の必要な措置を実施すること。なお、事故発生に係る情報伝達体制と同様に、原子力防災担当部局から水道事業者等へ直接に情報伝達されるルート等が複線的に存在することを妨げるものではない。

さらに、放射性物質漏洩事故発生時においても飲料水の供給体制を確保できるようにするため、平成11年通知の記の三及び四について十分に検討し、関係者と必要な調整を行われたい。

5. 原子力防災訓練への参加

放射性物質漏洩事故発生時に、関係機関との連携を円滑に行い、水道行政担当部局において担うべき役割を確実に遂行できるようにするため、貴都道府県における原子力災害に関する地域防災計画等に基づく防災訓練等に参加すること。また、貴都道府県内の施設が原災法に基づく原子力総合防災訓練の対象となった際には、その機会も積極的に活用すること。